

## 結城市水道事業における加入金の特別措置に関する要項

### (目的)

第1条 この告示は、結城市水道事業給水条例（昭和38年結城市条例第23号。以下「条例」という。）第33条及び結城市水道加入金取扱基準（昭和54年結城市水道部告示第1号）第6条の規定に基づく加入金の減免措置としての特別措置を定めることにより、新規水道加入者及び既水道加入者において口径の増径をした者（以下「新規水道加入者等」という。）に経済的支援を行うことで水道普及率の向上及び使用水量の増加を図り、もって水道事業の健全な発展に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において「加入金」とは、条例第31条の2に定める加入金をいう。

### (特別措置の対象となる者)

第3条 特別措置の対象となる者は、平成25年4月1日からの新規水道加入者等とする。

### (加入金の減免額)

第4条 加入金の減免額は、条例第31条の2第1項に規定する加入金の額に100分の10を乗じて得た額とし、給水装置を新設するときは給水管の口径に応じ、口径を増径するときは新口径に応ずる加入金の額と旧口径に応ずる加入金の額との差額に応じ、次表に掲げるとおりとする。

給水管口径	減免額
13ミリメートル	7,700円
20ミリメートル	11,000円
25ミリメートル	16,500円
40ミリメートル	33,000円
50ミリメートル	55,000円
75ミリメートル	110,000円
100ミリメートル	220,000円
101ミリメートル以上	管理者が別に定める額
口径の増径	新口径に応ずる減免額と旧口径に応ずる減免額との差額

### (加入金の減免申請)

第5条 加入金の減免を受けようとする者は、結城市水道事業加入金減免申請書（別記様式）を市長に提出するものとする。

### 付 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月25日水道事業告示第1号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日水道事業告示第6号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和元年9月27日水道事業告示第1号）  
この告示は，令和元年10月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

結城市水道事業加入金減免申請書

結城市長 様

結城市水道事業における加入金の特別措置に関する要項第5条に基づき、加入金の減免を申請いたします。

1 申請期日 年 月 日

2 申請者住所

氏名

印

3 申請場所

減免額（該当する給水管口径に○印を付けること。）

該当	給水管口径	1件当たりの減免額	件数	減免額
	13mm	7,700円		円
	20mm	11,000円		円
	25mm	16,500円		円
	40mm	33,000円		円
	50mm	55,000円		円
	75mm	110,000円		円
	100mm	220,000円		円
	101mm以上	管理者が別に定める額		円
	増径 mm→ mm	円		円
合計				円